

平成30年4月23日

首都高技術株式会社

構造物点検業務における協力会社募集のお知らせ

首都高技術株式会社では、首都高速道路の点検業務を確実に実施することを目的として、本業務において協力していただける会社を公募します。弊社の協力会社として応募を希望される会社は、下記の募集要領をご確認の上、申し込み手続きを行っていただきたくお願い申し上げます。

記

1. 申し込みにあたって

首都高速道路は、都市内に位置し重交通と複雑な構造を有することから、道路構造物に関する幅広い知識と高い技術力・専門性及び業務の安全な遂行が求められます。申し込み手続きを行っていただく会社は、以下の事項をご確認いただき応募していただくようお願いいたします。

2. 申し込み要件

1) 業務実績

都市内の一般国道、若しくは都市高速道路の橋梁点検または建築点検について、過去5年以内に1件以上の業務実績を有することとします。(都市内とは、D I D地区(人口集中地区)を指します。)

2) 実務経験及び資格等

構造物点検業務に係る点検技術者は1班3名で構成することを原則としており、下記の実務経験及び資格を保有することとします。

- ① 1班すべての点検技術者が、都市内の一般国道、若しくは都市高速道路の橋梁点検または建築点検について、過去5年以内に実務経験を有すること。
- ② 1班に非破壊検査技術資格(超音波探傷試験及び磁気探傷試験)のレベル2以上の資格保有者が1名以上いること。
- ③ 1班に高所作業車運転技能講習を修了し、道路上において操作経験が1年以上ある点検技術者が1名以上いること。
- ④ 1班すべての点検技術者が酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習を修了していること。

3) その他

- ①東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県に本社・支店・営業所等を有する法人であること.
- ②過去5年以内に、建設業法、商法、刑法等の規定に違反し罰金以上の処分を受けていないこと。また、会社役員に同様の経歴を持つ者がいないこと.
- ③過去5年以内に、銀行取引停止、債権譲渡等の商取引上の紛争が無いこと.
- ④専任の点検技術者を配置でき、確立された実施体制を保持できること.
- ⑤反社会的勢力とは一切かかわりがないこと.
- ⑥社会保険適用事業者であること.

3. 面接によるヒアリング

以下の項目について、面接によるヒアリングを行います。

- 1) 業務管理に対する姿勢・能力について
- 2) 緊急対応に対する姿勢・能力について
- 3) 技術力と点検業務経験について
- 4) 安全管理・品質管理について
- 5) 点検業務実施にあたっての創意工夫について

4. 申請書等について

1) 提出書類

- ①申請書（様式1）
- ②会社概要書（様式2）
- ③点検技術者名簿（様式3）
- ④点検技術者名簿に記載している点検技術者の経歴書
- ⑤法人商業登記簿謄本又はこれの写し
- ⑥営業に関し、法令上必要とする登録の証明書の写し
- ⑦直近1事業年度の財務諸表
- ⑧社会保険加入状況調書（様式4）
- ⑨営業所一覧表
- ⑩業務実績書

2) 提出部数 各1部

3) 受付場所

郵便番号 105-0001

住 所 東京都港区虎ノ門3-10-11 虎ノ門PFビル2階

首都高技術株式会社 構造管理部 構造管理課

4) 受付期間

平成30年4月23日(月)～5月9日(水) 17:00

(郵送の場合は、5月9日必着、必ず簡易書留等の配達記録が残る方法にて発送されるようお願いいたします。)

5) 問い合わせ先

構造管理部 構造管理課 03-3578-5753

5. 審査等について

- 1) 応募に係る費用は応募者にてご負担ください。
- 2) 申込書及び提出書類受領後に、弊社にて資格要件等の審査をさせていただきます。
- 3) 審査の結果、合格された会社については、面接によるヒアリングを実施します。(ヒアリングの日時は別途お知らせいたします。)
- 4) ヒアリングの結果、合格された会社で、弊社の点検業務に従事される点検技術者については構造物定期点検業務を実施する際に必要な講習会・試験を受講・受験していただきます。
- 5) 資格に合格された会社とは契約を締結し、その後、弊社にて現場での点検能力確認試験を行います。
- 6) 点検能力確認試験に合格された会社は、弊社協力会社として定期点検業務へ従事していただき、次年度以降、協力会社選定の対象とさせていただきます。(弊社の点検業務受注状況によっては、業務を依頼することができない場合がございます。あらかじめご了承ください。)

以 上